

海外療養費の申請に必要な書類

① 国民健康保険療養費支給申請書

→市役所窓口で記入します。

② 様式 A（診療内容明細書）または、歯科診療の場合は様式 C（歯科診療内容明細書）

→日本語訳が必要。日本語訳はご自身でしたものでも結構です。（別紙可）

③ 様式 B（領収明細書）

→日本語訳が必要。日本語訳はご自身でしたものでも結構です。（別紙可）

④ 世帯主の銀行口座（国内）が分かる通帳等

→世帯主以外の銀行口座に入れる場合は、委任状が必要です。

⑤ 印鑑

→認印で結構です。

⑥ 「被保険者（受診者）」のパスポート原本

→申請は療養費対象者帰国後に行ってください。

玉野市国民健康保険は「玉野市に住民票があり、かつ、居住実態がある人」に適用されるため、出入国履歴より居住実態を確認させていただきます。

①～⑥がすべて揃っていることを確認のうえ、**市役所保険年金課にて**受付します。

※市民センターでは取扱いしていません。

受付の際に渡航や海外療養に関して**聞き取りをさせていただきます**ので、療養を受けた本人または事情が分かる世帯主が申請をしてください。

別紙「国民健康保険用国際疾病分類表」をご参照ください。

⑦ 調査に関わる同意書

→治療を受けた本人の署名・押印が必要です。

○ 参考

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法の第 5 条に、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」となっています。

通常、「玉野市内に住所を有する方」は、住民基本台帳に登録をしている方になりますが、住民基本台帳に登録をされたまま他の地域に住んでいる場合もあります。こうしたケースでは玉野市民とみなさない場合があります。

このように、**住民票が玉野市に置いたままであっても、居住の実態がない方や、一時的に日本に帰国し、本拠は海外にある方については、玉野市の国民健康保険の資格は適用とはなりません。**

基本的には、1 年以上日本に居住実態があることが住所を有するものと判断することとなっています。（住民票があることが要件となっていません。）